高石市手話言語の理解及び普及並びにコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）パブリックコメント結果

意見募集期間　：　令和６年12月13日から令和7年1月10日			
意見の提出者数　：　2名			
No	ページ番号	ご意見	考え方
1	全体	全てにおいて文章が難しく、広く皆が理解できるように発信してほしい。	本条例の内容や施策の推進につきまして、広報やホームページ等を活用して平易な表現を意識し、周知を行ってまいります。
2-1	2ページ 第3条	第3条「ろう者にとって手話がコミュニケーションを図る上でかけがえのない大切な手段であるとの認識を持って行わなければならない。」を「ろう者は手話によりコミュニケーションを図る権利を有するとの認識を持って行わなければならない。」に変更する。これによって、すべての人の言語権を尊重する市の立場を力強く示すことが出来ると考えます。	ろう者のみならず全ての障がい者が障がい特性に応じたコミュニケーション手段について選択の機会が確保されることが重要であると認識しております。 本条例では、全ての市民を対象に手話は言語であることの理解・普及を促進するとともに、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を図ることを目的としておりま す。 頂いたご意見について、今後の検討の参考とさせていただきます。
2-2	1ページ 条例名	「コミュニケーション手段の利用」を「障害者のコミュニケーション手段の利用」と変更する。これによって、この条例が障害施策を推進するものであることがよりわかりやすくなると考えます。	本条例は、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的としております。 コミュニケーション手段を利用されるのは主に障がい者を想定しておりますが、情報の伝達や意思疎通などのコミュニケーションを図る際に必要な手段として障がい者以外の方が利用されることも想定されます。 コミュニケーション手段の利用促進につきましては、高石市・市民・事業者の責務となっており、一体となってコミュニケーション手段の利用を促進していくものであるため現行の条例名とさせていただいております。
2-3	全体	「手話言語に関する課題」と「障害者のコミュニケーション手段の利用促進」という二つの課題をひとつの条例で扱っているため条文が複雑になり分かりにくいと感じます。	手話が日本語とは異なる独自の言語体系を有する言語であることを理解して頂くとともに、障がい特性により様ざまなコミュニケーションに困難さがある人がいるということも理解して頂きたいと考えております。 本条例は、手話言語の理解及び普及を促進するとともにその他のコミュニケーション手段の利用を促進することにより、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指しており、1つの条例とさせて頂いております。 なお、本条例の内容につきましては、広報やホームページ等を活用し、理解促進に努めてまいります。